

## 学童保育のあゆみ

### 1 学童保育の成り立ち

鶴ヶ島市の学童保育は今から約 40 年前、共働き家庭の保護者が放課後いわゆる「かぎっ子」になってしまう我が子を安心してあずけられる場所を求めて誕生しました。同じ境遇の保護者が集まり、「鶴ヶ島に学童保育をつくる会」が発足したのは昭和 53 年 10 月のことです。そして翌年 7 月、夏季学童保育を実施、10 月には鶴ヶ丘にどんぐりクラブが開室しました。保護者自身で借家を借り、子どもを見てくれる人を探して、まさに手作りで我が子の居場所を作り上げました。もちろん家賃や指導員のお給料に対する補助等はなく、すべて利用者で分担し支払っていました。

昭和 56 年 3 月 ありんこクラブ開室（五味ヶ谷の物置にて）

58 年 4 月 なかよしクラブ、ひまわりクラブ開室

59 年 4 月 つくしんぼクラブ開室（どんぐりから分離）

やがて市からも補助金が出るようになりましたが、学童保育の運営は厳しく、次々と指導員が辞めて行くので、代わりの人を見つける苦労は並大抵ではありませんでした。時には次の人が見つかるまで、保護者が交代で子供の保育にあたりました。またクラブごとに保育料や保育時間等も違い、子どもの少ないクラブでは、いかに子どもを増やすかも悩みの一つでした。指導員のボーナスにしようとバザーや越生そばの販売も開始しました。

また毎月の父母会(保護者会)は保育料を集める大切な日でしたので、原則全員出席でした。こうした集金や指導員の雇用等諸々の手続きで、当時の会長さんや役員さんは大変でした。後に各クラブの会計や人事の仕事を、市内すべての学童で結成した鶴ヶ島市学童保育連絡協議会(以下連協という)の事務局として、一手に引き受けてくれたのが丹野先生です。

#### <公設化の流れ>

昭和 58 年 12 月 町長交渉により施設の公設化が決まる。

59 年 9 月 ありんこクラブ公設化施設開室

60 年 9 月 どんぐりクラブ公設化施設開室

61 年 3 月 新たに家賃補助が決まる

11 月 ひまわりクラブ公設化施設開室

62 年 10 月 なかよしクラブ公設化施設開室

南小校区にたんていクラブ開室

63 年 12 月 つくしんぼ公設化施設開室

平成元年4月、鶴ヶ島町より「都市児童健全育成事業」の補助を受けます。この頃連協が各クラブから分担金を預かり、一括で会計を行っていました。この分担金のことや、また連協に対する考え方の違いから、11月にたんていクラブは連協を脱退します。

平成2年4月、初めての保育料値上げが行われました。これは前年9月に発足した「指導員の待遇改善検討委員会」の検討を受けたものです。当時指導員の初任給は約9万円、社会保険も雇用保険も未加入の状態でした。いつも子どもたちの心に寄り添い、「第2の家庭」とも呼ぶ学童を支える指導員が長く働けるような職場にすること、それは学童保育室の安定と子どもたちの放課後の生活にとって、とても大切なことです。この後様々に検討を重ね段階的に指導員の給与の見直し、社会保険と厚生年制度、及び中退金制度への加入と進んでいきます。

平成3年4月 鶴ヶ島市より国の留守家庭対策「児童健全育成事業」の補助を受ける。

8年4月 「鶴ヶ島市学童保育事業」を市より委託。

運営財源の完全一元化、連協規約全部改正（児童数差による運営費格差の是正、指導員の雇用が各クラブごとから連協へ変更）

9年4月 つばきやまクラブがありんこクラブから分離新設。  
（市内初の本格的木造保育室でした。）

## 2 法制化と民営の選択

平成9年6月、学童保育事業が国の「放課後児童健全育成事業」として法制化され、平成10年4月児童福祉法、社会福祉事業法（H12「社会福祉法」に法名改正）に基づく「第2種社会福祉事業」として施行されます。私達の先輩方が大切にしてきた学童保育が、時代の流れと共に地方公共団体が実施すべき事業として法律の中に位置付けられました。

これまで連協は市に対して「学童保育の公設公営化」を要望していました。法に定められる事業を市が運営し、指導員を直接雇用して貰えば、保護者の負担も軽くなり、指導員の身分や給与も安定すると考えたからです。

しかし、当時の市長は子どもたちにとって本当に公営化することが望ましいのかと私達に問いました。確かに公設公営で学童保育を行っている市町村では

- ・ 基本は小学校 3 年生まで
  - ・ 定員制である
  - ・ 決められた範囲外での保育の禁止
  - ・ 調理の禁止
  - ・ 延長保育が短い
  - ・ 空き教室を利用しているため、制限が多い
  - ・ 保育園の延長のようなイメージで、生活の場、「第 2 の家庭」とは違う。
- 等々私達が大切にしている「学童保育」とはまた違う保育が行われていました。私達は何度も何時間も話し合いました。公設の学童保育で私達の望む保育が行えるのか、今までのような自由な保育は行えなくなるのはいいか、働く親なりの子育ての形である学童保育の運営を行政に任せてしまっ  
てよいのか等々です。

検討の結果、平成 10 年 4 月第 17 回総会で連協活動方針から『学童保育の公設公営化』を目指すという項目を外しました。この方向転換に指導員会も同意してくれました。子どもたちに豊かな放課後の生活を、また私たちが望む保育＝子どもたちが経験を通して、自ら考え、行動する力を育む保育を行うためには、今まで行ってきた民営のままがより良いと判断してくれた結果です。

私達の求める保育とは何か、鶴ヶ島の学童保育が大切にしてきた子どもの心にそった保育とはどうすることなのか、改めて考えさせられた時期でした。保育園児とは違う、自ら考える力を伸ばし、仲間とのコミュニケーションを図り、徐々に大人への階段を上り始める学童期を、どうしたら本当の意味で安心安全にすごせるのか、身体の安全が必要な低学年生だけでなく、高学年になり心も成長していくなか、壁にぶつかり悩んだり、落ち込んだりする時、私たち働く親は側にいてあげられません。そんな時自然にそばに寄り添い心通わせてくれる指導員や、昔の「隣のおじさん、おばさん」のように、親には話せない事も相談できる仲間の保護者の方、そういった学童保育のまるごとを守り、そして運営し続ける事の大切さを感じました。

### 3 連協

学童保育の運営を行ったのが、各クラブ保護者会長と指導員、連協運営委員そして事務局からなる連協です。人事や会計及び行政とのやり取り、保育に関することや指導員の待遇改善、そして連協主催の行事運営等を行

いました。連協は昭和 57 年、どんぐり、ありんこ、長久保小に学童をつくる会、新町小に学童をつくる会で鶴ヶ島町学童保育連絡協議会を結成したのが始まりで任意団体です。連協時代、保護者一人ひとりが運営者でした。その意見を集約する基本組織として保護者会、保育を行う指導員会、学童保育運営の執行機関の運営委員会、最高決議機関としての総会というのが連協の組織でした。

しかし年々大きくなる予算規模や児童数に対し、市から多額の委託金を預かる団体として任意団体のままでいいのかという不安や、また銀行口座も連協会長の個人名義の物しか作れないなどの不都合もありました。また保険についても、保護者の集まりである連協に保護者が請求することになるため、通常の保険に入れなかったのです。当時加入していた学童保険は一口通院 1,000 円、死亡 100 万円で、二口加入でした。各保護者会の中で繰り返された話は「もし万一のことがあっても保険金は 200 万円です。」という内容でした。この保険で何かあった場合、指導員をちゃんと守れるのか、そして怪我をした子どもと保護者にちゃんと保障できる手段はないのか、という悩みが常にありました。また団体として法的な権利能力がなく、駐車場の賃貸借契約や自動車の購入契約などもできませんでした。

平成 9 年度後半から、これからの学童運営をどう進めるのか、連協では様々な検討がされました。前述したとおり「公設公営」から「公設民営」への方向転換の際、同時に「法人化」も含めて検討が始まりました。

その頃国では阪神淡路大震災をきっかけに、市民活動支援のための法整備が進められていました。のちの「特定非営利活動促進法(H10.3.25 公布、同年 12.1 施行)」です。(後述する世古一穂氏もこの法制定に尽力されたお一人です。)学童保育では連協をはじめ、保護者会でも「NPO とは」という勉強会を行い、平成 11 年 4 月第 18 回総会において「組織を近い将来、NPO 法人とする」方針を議決採択しました。しかし NPO 法人化には定款や財務諸表の作成や監督官庁への報告義務などの様々な手続きが必要であること、税金がかかることなど、当時の連協の状況から時期まだ尚早との判断で、その後平成 14 年度まで大きな進展はなく、継続検討案件となりました。

(この時期の出来事)

平成 12 年 11 月 はちまんクラブがなかよしクラブから分離新設

\*はちまんクラブの開室をもって、長い間求め続けていた「一小学区に一学童」が叶いました。

14年12月 ひまわりクラブ、複合施設「郷学の森」内に移転開室

#### 4 市・地域との連携

私たちは、子どもたちによりよい居場所を、親たちが安心して働けるよう支える場所をと努力してきましたが、この長い間の運営を通して感じるのは、自分たちの力だけで運営できているのではないということです。例えば子どもたちが放課後を過ごす保育室は地域の中にあり、周りの住民の方々の理解なしには日々の保育はできません。また市の担当課も学童保育に理解を示し、様々に支援してくれます。市長をはじめ市議会議員の方々も、学童保育を応援してくださいます。そして学童保育事業の収入の約半分は市からの補助金が占めています。

これらは今まで、学童保育を理解して貰う努力を続けてきた結果です。各クラブでは折々にご近所へのご挨拶をし、全体としては各種行事に市長はじめ市議会議員の方々や教育長、担当課及び地域の方々を招き、子どもたちの生き生きした様子や、私たちの運営に対する思いを理解して貰えたからこそ、応援して下さる素地が出来ました。もし学童がどんな活動をしている団体か分からない組織であったり、子どもたちがあまり楽しそうでなかったらどうだったでしょう。誰でもわからないものや見えないものに、共感したり応援できたりしないものです。ですから先輩方の時代から、行事という機会を使い、学童保育を外へとアピールしてきたのです。

そして今、学童保育の活動が多くの人々に知られるようになり、それに対する期待も高まっています。長年培った子どもの保育に関するノウハウ、行事を行う企画力・実行力、そしてなにより働く親(=その職のプロ)の集団であることは私たちの強みです。

求められる役割を果たすこと、それは地域に根ざす第一歩です。地域に根ざし必要とされる存在になることは、学童保育の運営に安定をもたらします。なぜなら学童保育の運営は、広く地域の理解がなければ出来なからです。そして私たちが仕事で地域にいられない間、子どもたちはその地域の中で生活しているのです。ですから地域の為になること、また地域を良くする力になることは、まわり回って我が子の為になるのです。

#### 5 行事の意義

「仕事で大変だから学童に預けているのに、行事が多くて大変」と、会長さんや理事さんになると必ず言われる言葉です。しかし行事を通して学

童の存在を地域にアピールしていくことは、4でも述べたようにとても大切なことです。学童保育ではそうした保護者の負担を少しでも軽くし、子どもとともに無理なく楽しく参加できるようにと工夫をしてきました。

以前は各クラブ保護者会の負担が大きかった運動会も、指導員会がその準備や運営をひきうけてくれたので、親子で運動会を楽しめるようになりました。

また行事は保護者会においても大切な役割を果たしています。保護者会は親同士の交流や繋がりを育み、様々なことを語りあえる大切な場ですが、親子キャンプや親子運動会等行事を行うことにより、普段あまり話す機会のない保護者とも知り合えたり親しくなれたりします。相手をよく理解するためには一緒に行動することがとても有効だからです。私たちはこうした心強い仲間と一緒に、仕事をしながらの子育てを乗り越えてきました。大変な事もありましたが、楽しい思い出もたくさん出来ました。同じ参加するのであれば楽しむという気持ちで、できる時にできる人ができる役割を果たしながら、行事に参加してください。

## 6 NPO 法人化

平成15年度、棚上げの状態だった「NPO 法人化」が動き始めます。その前年度に検討された「社会福祉法人」化を断念したのがきっかけとなりました。

平成15年度、予算は一億円を超えました。確かに法人化することで、事務の増大や企業会計の導入で会計が複雑になること、県への報告義務や収益事業には課税される等々大変な労力と時間が必要となってきます。しかし反面、団体の名で契約の主体になることができる（資産の所有や預金口座の開設等）、業務委託などが受けやすくなる、社会的信用が高まる等のメリットがあります。さらに、NPO法人化にはこうしたメリット・デメリットだけでなく、その内容を理解していく過程で、保護者のみなさんに学童保育のことやその将来的展望を考え、議論していくきっかけになるという働きがありました。

学童保育は任意団体から、法的な権利・義務の主体になれる法人の活動枠へシフトしていかななくては、団体としての活動枠を広げたり、社会的なニーズに応えることができない状況にあり、引き続き子どもたちの放課後の生活をのびのびと、子どもの心に沿ったかたちで保証し、保護者のニーズに適正に応えていくためには、公共サービスを提供する法的枠組みを持つ

た自立した経営体となる必要がありました。

平成 15 年 11 月、活動目的を「子どもの健全育成に関する全ての活動」と位置づけ、多様な子どもたちの健全育成に関する公共サービスの提供団体となり、連協に属する保護者だけでなく、地域社会の全ての子どもたちや保護者のニーズに応えられる団体となるため、特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会（以下保育の会という。）の設立を設立総会において全会一致で決議しました。

（この時期の出来事）

平成 16 年 3 月 県知事より特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会として認証。

4 月 法人設立登記完了

平成 18 年 3 月 老朽化したなかよしクラブが新施設に移転。

## 7 児童館のこと

平成 18 年度、単独施設であった上広谷児童館が、指定管理者に運営を任されることになりました。保育の会では児童館が指定管理者制になると聞き、検討を始めました。長年地元鶴ヶ島で子どもの保育を担ってきた経験を活かせるのではないかと、一般民間企業は営利目的であるけれども保育の会は N P O 法人であり、営利を追求しない分、よりよい保育が行えるはずと申請を行いました。

平成 19 年 3 月、7 社競合のなか保育の会が指定管理者に決定し、7 月から上広谷児童館の管理を行うことになりました。これにより学童保育事業の他に、児童館運営費用として委託金を受け取ることになりました。N P O 法人化したことにより、事業を拡大することができたのです。

保育の会が大切にしてきた子どもの保育に対する考え方は、地域の中でも受け入れられました。上広谷児童館の入館者数は、平成 18 年度の 19,542 人から平成 20 年度には 30,966 人に増加しました。

また平成 20 年 4 月から子育て支援事業「つどいの広場」事業の委託を受け、地域の乳幼児とその保護者のための事業も行っています。こうして働く親だけでなく、子育てする地域の親の為の事業をすることは、保育の会にとって大変良い機会でした。一つ一つのニーズは、学童保育を良くする種になりますし、子育て世代に学童保育を理解して貰える絶好のチャンスでもあります。この事は後述の小規模保育室開室へとつながりました。

これからもこうした活動が広がって、子どもたちが元気で、大人たちも

元気な、よりよい地域になって行けたらよいと思います。

(この時期の出来事)

平成 20 年 6 月 市の監査委員会による上広谷児童館の監査

12 月 老朽化したどんぐりクラブが新施設に移転

\*市は老朽化したどんぐりクラブ、つくしんぼクラブ、ありんこクラブの三施設の新施設移転を提案。10 年以上に渡る要望が叶いました。

上広谷児童館では、平成 19 年度から約 3 年間の指定管理期間が終了し、その実績が認められ、平成 22 年 4 月から 27 年 3 月までの 5 年間を継続して運営することになりました。こうして私たちの保育に対する考え方やノウハウが、市や市民にも受け入れられたことは、会の運営に自信を持たせてくれました。

平成 24 年度、大橋児童館が平成 25 年度より指定管理者制度を導入することを受け、鶴ヶ島の子どもたちは鶴ヶ島の地域力で育てようという定款の目的に沿い、上広谷児童館での実績を生かすべく応募いたしました。受託することができませんでした。上広谷児童館だけでなく、コミュニティレストラン、地域支え合い協議会、子ども遊び場連絡会、G1 グランプリなど、私たちの地域の中での活動がまだあまり理解されていなかったことは大変残念でなりません。児童館の職場を得ることは、学童職員の職場の多様化を図る上でも大切なことで、機会があれば応募していくことを保育の会では確認しました。

そして平成 27 年 11 月、大橋児童館・西児童館の指定管理者に応募し、その結果、平成 28 年 4 月からの西児童館管理運営を受託しました。上広谷と西の二つの児童館を、他の二つの児童館とも連携させながら、利用者の気持ちに寄り添い、ニーズに沿った依り良い児童館を目指して運営を開始いたしました。

各児童館ではそれぞれの館の特色を生かした運営を行っています。上広谷児童館では休日に父親や祖父母と来館する幼児も多く、またつどいの広場事業の「つどいのばあば」と呼ばれる先輩方の見守りもあって、乳幼児親子にとって安心していられる「居場所」となり、また世代間交流の場ともなっています。

西児童館では小学校に隣接した立地や、学童保育室や公民館、図書館との複合施設の中に在る施設のため、小中学生も多く来館します。小学生中心のエコクラブ活動では県の助成金を活用し、郷学の森敷地内に農園を造



成して野菜作りなどの活動をしています。

これからも地域の子どもたちのかけがえのない施設として運営をしていきたいと思っています。

## 8 ここほっとのこと

はじめりは大規模化した保育室で、どうしたら子どもたちに手作りおやつを食べさせてあげられるかでした。もともと 70 人対応の台所で 100 食を超える数のおやつを作ることに限界が来ていました。おやつを保育室以外の場所で集中化して作る案が出て、個人宅の台所を改装する計画を立てましたが、余りに資金がかかるため断念しました。

指導員の工夫でなんとか続けていた手作りおやつですが、平成 21 年、ひまわりクラブの入室児童が 160 人を超え、他のクラブも次々と大規模化していたため、早急に対応が必要になりました。理事会での検討の結果、改修は難しいがレストランなどを賃貸借するのなら可能ではないかと案が出ました。H21 年 2 月、大家さんのご理解をいただき、五味谷に場所をお借りすることが出来ました。しかしもとレストランだった施設、ご厚意で安くして頂けたとは言え、かなりの賃借料がかかります。臨時理事会を行い、「おやつの集中化」とともに「コミュニティレストラン開店」企画を立てました。おやつ作り以外の空いた時間を利用してコミュニティレストランを行うことで付加価値を高める事を期待しました。

コミュニティレストランとは前金沢大学大学院教授・特定非営利活動法人 NPO 情報センター代表理事世古一穂さんが推進する、「食」を核としたコミュニティ支援を目的とした NPO 企業モデルです。障がいがあるなしに関わらず地域で自立してくらすための仕事場作りやコミュニティビジネスとしての NPO の起業、福祉就労と社会就労の中間型(いわゆる NPO 就労)のモデルづくりを目指して提唱されました。コミュニティレストランはその地域の様々なニーズにあわせて立ち上げて運営していくことが出来るとともに、NPO 団体にとっては自立に必要な財政基盤の一つにもなる活動です。

また、「埼玉県ふるさと雇用再生基金」から補助金を受け、退職者の雇用を行うことで人件費を確保することが出来ました。こうして準備は急ピッチに進められ、4 月におやつ作りの集中化、7 月にコミュニティレストランここほっとをオープンすることが出来ました。

学童で長年こだわってきた手作りおやつの時間は子どもたちにとって語

らいややすらぎの場であり、心満たされる大切な場です。そのノウハウを生かし、地域の方々にも提供して「楽しく働き、おいしく食べる、くつろぎの場」としてここほっとをオープンしました。ここは「食」を核としたコミュニティ再生の場であり、人と人がつながる「地域の情報発信の場」となりました。お食事にくる方だけでなく、手作り作品を展示する方、それを楽しみに見に来る買いに来る方、様々のイベントや会議等に参加する方、小さいお子さんとお母さん方、食材の地産地消を目指し無農薬野菜を作る方、一日シェフとして料理を作ってくれる方、このお店を開くことで今まで学童を知る機会の無かった方たちも、ここを利用し学童保育を知り理解してくれました。ここほっとは私たち学童にとって、児童館とともに地域に開いた大きな窓となりました。

地域の皆さまに愛されたここほっとは平成30年2月に閉店いたしました。が、鶴ヶ島市、共栄連合自治会の皆さまの協力により、平成30年4月に鶴ヶ島中央交流センター「くれよん」にて再スタートいたしました。今後ますます地域の中に、食をテーマにつどいの場を提供していきたいと考えています。

## 9 G-1 グランプリ

平成20年度、保育の会は鶴ヶ島市企画提案型共同事業提案制度に応募しその企画が承認され、市との協働事業に取り組むことになりました。この取り組みは、市内最大の市民団体として、市が市民協働でまちづくりを推進するなか、なにか自分たちに出来ることはないか、市のまちづくりに関わることで団体としてアピール出来たらまた一層地域に開けていけるのではないだろうか検討したことからはまりました。

それまで保育の会では長年に渡り、映像では味わえない、演じる人の汗と熱を感じられる生の舞台にこだわって、文化行事を行ってきました。それは子どもたちが出来るだけ早くから、生の舞台の素晴らしさを体験することで、心の豊かさや知的好奇心を満たすこと必要だという思いがあったからです。その頃各学童クラブでは、自分たちの保育室を舞台として、演劇、歌、朗読あるいは落語などの生の舞台作品を、各クラブの保護者会が自主的に選定し、実施する文化行事「GAKUDOUフェスタ」が盛り上がりを見せておりました。

協働事業として何か出来ないかを探していた私たちは、もしこうしたイベントを市と共同で行うことができれば、これまで大切にしてきた文化行

事への思いを市民にも伝えられるのではないかと考えました。(米村でんじろう先生の科学実験教室では、一般市民を含め1000人を超える観客で行事を行った経験がありました。)

イベントの中身を検討した結果、「お笑い」が提案されました。会として、子どもからお年寄りまで共通して楽しめ、まちが元気になれるようにと取り組みが始まりました。(皆さんのなかには「なぜお笑いを?」という声があったのも確かです。しかしグランプリ会場で、お孫さんと手をつないで笑っているお年寄りの顔を見た時、やはり笑いは子どもからお年寄りまで楽しんで頂けるのだと安心しました。) G-1のGは3つG…学童のG、芸能のG、元気のGという意味合いがあります。まさに“地域の発信基地として”、学童保育が“笑いでつるがしまを元気なまち”にするというスローガンにつながります。

一年目は保育の会主催の独自の取組みとして、各クラブの収益活動であったバザーと子どもたちの「ハッピー広場」と一緒に、鶴ヶ島市総合運動公園にて行いました。2年目より「つるがしま産業まつり」と共催することになり、保育の会としても鶴ヶ島市最大のまつりである「つるがしま産業まつり」との共催は、地域の中での大きなアピールとなりました。

このようにそれまで接点のなかった商工関係者にも保育の会が持つエネルギーを見てもらえたのは大きな一歩でした。また出演者とのつながりができ、東日本大震災復興支援イベントなどにも出演してもらえたり、学童保育の活動に幅も出ました。そしてG-1グランプリほどの大きなイベントを実施できるという自信を得られたことは、会にとっても大きな財産でした。反面多くなった出演者と予選会、そして毎回の協賛金集めなど課題もありました。

G-1グランプリ事業は平成26年度を以て終了いたしました。今までない様々な経験という大きな財産を私たちに残してくれました。

## 10 NPO法人カローレ

平成16年にNPO法人化した鶴ヶ島市学童保育の会は、子育て支援事業を中心とした地域福祉の拠点となるために積極的な事業展開を図り、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図る為の活動を目指し、平成26年5月に名義変更及び事務所の移転を行い、NPO法人カローレ(イタリア語で「ぬくもり」の意味)として新たなスタートを切りました。

平成26年度も様々な意味での転換点でした。ご縁があつて新潟県長岡市栃尾の皆さんとの交流が始まり、これはやがて大きな事業として成長していきます。また学童クラブの保育の幅を広げる為習い事事業が検討されて第一段として書道教室が始まりました。こちらもダンス教室や英語教室へと発展していきます。さらに懸案だった学童クラブのおやつについて見直し、ここほつとに「おやつセンター」設置し、その充実を図りました。上広谷児童館では5年間の指定管理委託契約期間の終了に伴い、26年度新たに平成27年度から5年間の指定管理委託選定に公募し、無事受託することが出来ました。

平成27年度は新規事業が多く始まった年でもありました。児童館運営を通して吸い上げた地域の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業「ベビーかろーれ」を4月に開室いたしました。同年6月には生活困窮者支援法に基づき、中学生を対象とした学習支援事業を鶴ヶ島市から委託され、上広谷児童館に場を借りて運営を開始いたしました。

平成28年4月には障害を持つ児童を支援するため、新規事業放課後デイサービス「てくてく」をスタートさせました。障害を持つ児童の預かりは連協時代から「障がいのある児童の受け入れに関する指針」に基づいて行ってまいりましたが、この「てくてく」によってより専門的に障害のある子どもの放課後の生活が保障出来るよう支援する事が出来るようになりましたが、「てくてく」は平成29年7月をもってカローレから独立しました。

同じく平成28年4月には、地域支え合い協議会との連携による送迎支援事業を開始しました。送迎支援事業では、ドライバーの方にドライバー講習を受けていただき、専用の車両を用意いたしました。またこの事業は当初、杉下小学校からかなり離れた場所に第2ありんこクラブが設置された為、第2ありんこクラブの子どもたちを対象とする送迎でしたが、その後

- ・もみじやまクラブの延長保育児童をつばきやまクラブへ
- ・おやつセンターから各学童保育室へのおやつ配送
- ・学習支援事業の軽食や子ども食堂への食事配送
- ・その他突発的な児童の送迎等

を行うようになりました。

## 11 ベビーかろーれのこと

小規模保育事業「ベビーかろーれ」は、児童館を利用するママさんたちの声から、0歳から2歳児対象の一時預かり保育を基本に、平成27年4月に開設されました。平成28年度からは事業所内保育室としての機能も加わり、利用者も順調に増えて行きました。

無認可でスタートした「ベビーかろーれ」でしたが、平成29年4月に鶴ヶ島市認可保育室となり、場所も上広谷の一軒家に移り、保育を開始しました。同時に地域子育て支援として、一時預かり保育を中心とした「第2ベビーかろーれ」を新たに開設し、事業を拡大いたしました。平成30年11月には川越市吉田に川越市認可を受けた事業所内保育室として「ベビーかろーれ川越」が開設され、初めての鶴ヶ島市外施設となりました。

今後も子育て中の保護者にとって安心して我が子を預けられる場所、「ベビーかろーれ」があってよかったといわれる施設で在り続けられるよう、職員間でしっかりと連携をとりながら、安全第一で、子ども・保育者・保護者が近い距離で向き合える小規模という利点を生かした保育を行ってまいります。

## 12 学習支援事業について

平成27年6月には生活困窮者支援法に基づき、中学生を対象とした学習支援事業を鶴ヶ島市から委託され、上広谷児童館に場を借りて運営を開始いたしました。この事業は学習の場の提供だけでなく、私たちカローレが長年大切にしていた「居場所」としての機能も持たせ、軽食の提供も行いました。この取り組みは次に子ども食堂事業へとつながっていきます。

平成28年には受入定員を10名から20名に増員いたしました。

そして平成29年度には西児童館にも教室を開設し、規模を拡大しました。どちらの教室でも生徒が自発的に学習に取り組むことが出来るようになるような環境作りを心掛けました。

平成28年度	上広谷教室	24名	140日開室	延べ1332人利用
平成29年度	上広谷教室	23名	143日開室	延べ1712人利用
	西教室	13名	141日開室	延べ1112人利用

## 13 子ども食堂じゃがいも

NPO法人カローレ（以下カローレ）は、児童館運営や学習支援事業など、地域に根差した様々な事業を展開する中で、地域に少なからず、支援

の必要な子どもたちがいることを目の当たりにしてきました。そうした子どもたちの発見と支援につなげる機会の場として「子ども食堂じゃがいも」を、市民提案による協働事業として市に申請し、平成28年7月からスタートすることが出来ました。

この事業は市の子ども支援課、地域支え合い協議会のメンバーの方々と協働し、子ども貧困問題解決の一助として、市内全ての子どもの健全育成を目標として提案いたしました。西市民センターでは第1・3金曜日、東市民センターでは第2・4金曜日に、「ここほっと」から食事運んでもらい、カローレ職員と支援者が協力して実施してまいりました。

学童保育事業の中でカローレが大切にしてきた手作りの食を生かして、支援が必要な子ども達だけでなく、孤食になりがちな子どもや幼児親子が楽しく食事をしたり、会話を楽しむ場所になりました。

平成28年度 延べ33回実施 331人利用

平成29年度 延べ43回実施 763人利用

平成29年度埼玉県NPO基金の助成を受け、埼玉県子ども食堂マップを作成するとともに、子ども食堂セミナーを開催しました。この事をきっかけに、ボランティア希望の増加や、個人・企業からの寄付などの支援の輪が広がっています。

平成30年度からは学習サロン併設型子ども食堂として、食事の提供だけでなく、早期から学習習慣を身につけられるよう、子どもたちをサポートしていきます。

#### 1.4 相談支援センターほのぼのについて

カローレでは平成28年9月より鶴ヶ島市の指定を受けて、相談支援センターほのぼの」を開始いたしました。

平成3年度から、学童保育事業において障がいのある児童の受入を行い、平成30年5月時点市内12か所の学童保育室に障がいのある児童が在籍しているカローレで、本格的に相談支援事業に乗り出したのです。

相談支援事業は福祉サービスの利用計画の作成を中心にそれに関わる内容を業務としていします利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、身体の状態や置かれている環境等に応じて、適切な障害福祉サービス等が提供されるようケアマネジネントを行っています。

現在、目に見える障害ではない軽度発達障害の児童が増え、10人に1人が何らかの発達に特性があるといわれています。そのような子どもたち

は多動や離席、コミュニケーションが上手く取れない等の課題を抱えている状況です。今後このような子どもたちの将来を見据えながら、どのような援助やサービスが必要なのか、関係する団体と連携を取りながら、よりきめ細やかな支援を行って行く必要があると感じています。

また学童保育室に入室希望のある障がいのある児童の受入に関して、学童保育室や放課後等デイサービス事業所と連携し、より良い保育環境が提供できるよう支援を行っています。

関連障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）

・市内8か所　・市外7か所（平成29年度）

その他関係機関

・市内各保育所・小中学校、特別支援学校、幼稚園、光の家療育センター、鶴ヶ島社会福祉協議会、川越児童相談所、鶴ヶ島発育支援センター、鶴ヶ島市子ども支援課・障害福祉課、家庭児童相談員等

## 1.5 栃尾関連事業のこと

平成26年度からご縁があって、新潟県栃尾施設管理合同会社との連携事業が始まりました。

平成26年10月　アドベンチャーツアー

27年　2月　スキースノーボードツアー

また平成27年度から、長年学童保育事業で行ってきた上級生キャンプを栃尾との地域間交流を目的としたサマーキャンプとして、全学童保育室合同で行い、その中で栃尾の子どもたちとの交流事業「こどもまつり」も開催しました。栃尾が第2のふるさとのようになればと、農業体験や雪国体験などのイベントも行いました。

平成27年　6月　農業体験（田植え）

8月　サマーキャンプ・こどもまつり

10月　農業体験（稲刈り）

28年　2月　スキースノーボードツアー・雪国体験

平成28年度には夏のサマーキャンプ・こどもまつりと冬の雪国体験に、年間4回の行事を行う「とちおP a c k 4」を加えた事業を行い、平成29年度には「とちおP a c k 4」を「とちおf o o d 風土体験」に変えて、年間を通して栃尾地区において農業体験、歴史探訪、年中行事体験といった6回の取組みが出来ました。こうした鶴ヶ島では味わうことが出来ない体験を子どもたちに提供していくため、栃尾の方々との交流をこれからも

継続していきたいと考えています。

## 1.6 習い事事業

放課後児童クラブ（学童保育室）での保育の幅を広げるという観点で、平成26年度に始まった本事業ですが、平成27年度には書道・ダンス・英語・そろばんと習い事が増え、延べ191人が利用しました。

平成28年度	書道・ダンス・英語・そろばん・サッカー	221人
平成29年度	〃	269人

学童保育室に居ながら、習い事が出来るという利点から、利用する保護者が年々増えてきました。この事業の実施を通して、子どもや保護者のニーズを知り、習い事事業が、学童保育事業の保育内容の充実の一端を担っている事を実感しました。

## 1.7 おわりに

平成30年11月現在、NPO法人カローレでは、本部直轄事業として総務、経理の他、コミレス・学習支援・子ども食堂・送迎支援の4事業、学童保育事業として13施設19支援の運営、児童館事業として上広谷児童館、つどいの広場、西児童館の3事業、保育園事業としてベビーかろーれ、第2ベビーかろーれ、ベビーかろーれ川越の3施設の運営、障害福祉事業として、児童発達支援・障害者相談支援の2事業を行っています。

これらはカローレが学童保育事業を出発点に、地域で必要とされているニーズに一つ一つ応えて行った結果です。このようにカローレは子育て支援を中心とした総合的な地域福祉サービスを提供できる事業型NPO法人として発展してまいりました。

現在、市外に保育施設を運営するようになり、また子ども食堂事業では、埼玉県子ども食堂ネットワーク設立の際に当法人の副理事長がネットワークの副代表を務めるなど、活動も広がりました。また新潟県栃尾地区との交流や、子どもの貧困問題ではNPO法人フードバンク埼玉や寄付して下さる企業とのつながりも増えました。

これからも出発点である学童保育事業の充実を図り、また地域が必要とするサービスの中で、子育て支援を中核とした0歳児から児童に対する切れ目のない支援のため、その保護者や地域に対する事業も含め活動していきたいと考えていますので、皆さまにおかれましては是非ご協力をお願いいたします。